

## 監督処分情報

### 1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社 Innovation
主たる営業所の所在地	兵庫県姫路市
許可番号	兵庫県知事（特－４）第 461929 号
許可を受けている建設業の種類	土、建

### 2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 11 月 5 日
根拠法令	建設業法第 29 条第 1 項
処分の内容	<p>建設業法第 29 条第 1 項の規定に基づく許可の取消し</p>
処分の原因となった事実	<p>株式会社 Innovation の代表取締役が、刑法第 204 条傷害罪により罰金の刑に処せられ、令和 2 年 11 月 10 日にその刑の執行が終了した。</p> <p>このことは、建設業法第 8 条第 8 号（欠格要件）に該当するものであるが、同社は同法第 11 条第 5 項に基づく届出を行わず、また、令和 4 年 11 月 19 日期限の建設業許可の更新申請に当たり、欠格要件に該当しないと偽って更新の許可を受けた。</p> <p>当該行為は、同法第 29 条第 1 項第 7 号に該当する。</p>